

## ■報告第2号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）

### 【要旨】

平成27年9月9日に請負契約締結の議決を受けた工事請負契約について、下記のとおり、一部を変更する契約を締結するため、地方自治法第180条第1項及び四万十町長専決処分事項第3項の規定に基づき、去る3月22日に専決処分しましたので、同法第180条第2項の規定により報告するものです。

### 【工事請負契約の変更契約締結内容】

|         |                                                 |
|---------|-------------------------------------------------|
| 工 事 名   | 平成27年度 旧環境美化センター解体撤去工事                          |
| 工 事 場 所 | 四万十町 峰ノ上 地内                                     |
| 契 約 金 額 | 106,952,400円<br>(内消費税及び地方消費税 7,922,400円)        |
| 変更契約金額  | 106,553,880円<br>(内消費税及び地方消費税 7,892,880円)        |
| 増 減 額   | △398,520円<br>(内消費税及び地方消費税 △29,520円)             |
| 契約の相手方  | 高知県高岡郡四万十町琴平町15番16号<br>有限会社 三浦建設<br>代表取締役 三浦 新平 |

### 【変更内訳】

| 変更内容  | 変更理由                                                                                           | 変更金額        |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 共通仮設費 | 解体撤去後埋戻し用の搬入土について、締固め試験の費用を計上していたが、土の提供者が同試験を実施していたため、この費用を削除した。                               | △73,440円    |
| 土工事   | 搬入土の運搬費を計上していたが、運搬は提供者が行ったため、これを削除した。また、以下の変更に伴い、法面形状を一部変更した。                                  | △705,813円   |
|       | 当初は、対象建築物撤去後、周囲をアスファルト舗装としていたが、跡地利活用を考慮し、碎石舗装に変更した。                                            | △2,280,256円 |
|       | 対象建築物を撤去した際、基礎地盤からの湧水があったため、盛土法面の洗掘防止のため、躯体地下部分の埋戻土を栗石（下層）、改良土（上層）に変更した。また、盛土法面の法尻にふとんかごを設置した。 | 1,336,420円  |
|       | 進入道路のアスファルト舗装補修をオーバーレイとするとともに、数量を変更した。                                                         | 1,324,569円  |

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

〔議会の委任による専決処分〕

**第一百八十条** 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。